

利根川精工事件を振り返る

1. はじめに

7月25日、東京地検は昨年警視庁が送検した外為法違反事件につき、利根川精工を不起訴とする旨を発表しました。

ザッと言いますと本件は、リスト規制非該当のサーボモーターを、経済産業省からキャッチオール規制のインフォーム（大臣許可取得が必要との通知）を受けていたにもかかわらず、許可を取らずに輸出しようとして空港で止められたという事件です。

当時巷では（例によって）「軍用ドローンに転用可能な物騒なモノの無許可輸出とはトンデモナイ！」と憤ったり「中小企業ではキャッチオール（CA）規制のイロハも知らんのか！」と嘆いたりする声が多かったように記憶しています。

結局は不起訴処分ともなりましたし、最近はそのようなバッシングが下火になった感もあります。背景としては「90歳のおじいさんが経営する町工場にそんな大それたことが」という同情もあったでしょうが、昨夏明らかになった大川原化工機冤罪事案で、私たちが公安の告発を割り引いて聞くようになったのも作用しているかと思います。

この事件をどうとらえるべきかをあらためて考えてみたいと思います。

真相に最もよく迫っているのは、『毎日』の2021年8月6日記事ではないかと思います。その中で特にポイントになるのが「利根川精工が当該中国商社について別件で経産省に相談し問題なしの回答を得ていた」という情報です。この記事に沿って考えるとどうなるかを2節で記します。

3節では、それを踏まえての原因分析と処方箋を考えます。

4節では、当局のリーク情報をロクに咀嚼もせずに垂れ流した不見識な報道に触れます。

最後の5節では、この種の違反事件のたび語られる「XXにも転用可能な貨物が」式の報道への疑問を記します。少なくとも本件のようなキャッチオール規制事案では不適切ではないかと私は考えています。

2. 何があったのだろう？

8月6日付『毎日』斎藤記者の記事に沿ってまとめるとこんな感じですが；

- ・今回問題になった中国商社との取引は初めてではない。前回の取引で利根川精工は経産省に相談していた。そのときは「許可不要」の回答があり、2020年3月に輸出。
- ・2020年4月、経産省から当該商社向けをインフォーム。(今後の当該モーターの取引あれば「要大臣許可」と通知) つまり経産省は「許可不要」と「要許可」の2種類の見解を示した。
- ・利根川精工はこの見解の変化を「軍事転用の可能性」の認識によるものと理解していたようで、客先商社に用途を問い合わせている。思うにその回答がどうあれインフォームされた以上は「命令と受け取って従う」しかないことを理解できていなかったのではないか。
- ・「前回経産省からOKと言われた同じ相手」でかつ「軍事転用なさそうな感触」だから「主観的には大丈夫そう」というところに注文と納期督促が来て、頭が混乱したままふわふわと出してしまったように思われる。

一部には「インフォーム無視の悪質」を非難する声もありますが、それはピント外れと私は考えます。もし本当に悪質な企業なら、最初から経産省に相談などしなかった筈だからです。

上記推測の元になった箇所を元の記事 (<https://mainichi.jp/articles/20210804/k00/00m/040/440000c>) から抜粋して引用します。

社長は部品が兵器などに利用される恐れがある場合、輸出規制を受けることを知っていた。万一のことを考慮し、経済産業省に登記などの資料を送ってその可否を尋ねた。その結果、「経産省への許可申請は必要ない」との回答があり、2020年3月にモーター200個を商社経由で輸出し、計660万円を受け取った。

同省に毎日新聞が確認したところ、社長から実際に問い合わせはあり、そういった趣旨の回答をしたという。

この輸出は法的に何も問題がなかったが、経産省は翌4月、この商社を含む複数の中国企業に同じモーターを輸出する際、経産相の許可が必要だと社長の会社に通知した。

なぜ許可が必要になったのか。経産省は「さまざまな情報をもとに判断した」としか説明しないが、関係者によると、「ヘリ製造会社」の親会社と中国人民解放軍との間の商取引が確認されたことが影響したとみられる。

経産省からの通知を受け取った社長はまず、商社を通じて「ヘリ製造会社」にモーターが軍事利用されないか問い合わせた。

メールでの返信には「『軍事用には輸入品を使わない』という中国の法律がある」などと記されていた。修理などに迅速な対応ができないためという。社長は法律が実在するかを中国大使館にメールで問い合わせたが返答はなかった。

そうしている間に、2回目の発注があった。代金計495万円の支払いを受け、納品を催促されたこともあり、社長は同6月、モーター150個を成田空港から輸出する手続きを取った。取引先の言い分を信じるうち「通知の存在を忘れていた」という。

「輸出したらだめじゃないですか」。すぐに経産省から連絡があり、東京税関の検査で発覚したことを伝えられた。この2回目の輸出未遂が今回の書類送検の容疑になった。社長によると、経産省からは許可申請を促すファクスが複数回届いていたが、輸出しようとした時点では気づかなかったという。

3. 原因・対策の分析

前節の理解を前提として、私なりに考えてみました。

直接の原因は前述の通り、「インフォームを命令と理解できていなかった」ことです。

では「命令」でないとなれば何か？ おそらく「軍事用途で使われる」と同じような「ネガティブ情報の1つ」と受け止めていたのではないかと思います。つまり「命令」であれば、従わねば即ペナルティだから絶対ですが、誤って相対的なものと見ていたのではないのでしょうか？

将棋に喩えるなら、王手をかけられたら対応（「受け」）をとらねば即反則負け。一方、飛車取りならば、無視して他の手（たとえば攻めの手）を指すのも許されます。インフォームが王手に当たる存在であることを利根川精工は見誤ったのではないかと私は思うのです。

そういうことが起こるパターンは2通り考えられます。第1には、そもそもルールを知らなかったというケースがありえます。もっともこれは「あんまり」な話なので、現実性は低いと思いますが。

より可能性が高そうなのは、**頭の中だけで考えているうちに混乱してしまう**というパターンです。実はプロ棋士でも「王手をウツカリ」という**事故**は稀に発生するのですが、その原因は、頭の中で先の読みを進めていくうちに（先の局面ばかり読んでいるせいで）「もう王手には対応済み」と錯覚して失敗するためと聞いたことがあります。もし駒を動かして考えることが許されるなら、こんなことは起こらなかつたらうということですが。

「頭の中だけ」というのが**事故**の原因だとすれば、処方箋は明らかです。**判断のプロセスを可視化すればよい**のですから。

ではどうするか？ **最低限やるべきは、紙に書き出す**ことです。「インフォームされてしまった」と。そうすれば「大臣許可を申請するか取引断念するか」しか選択肢がないことがわかる筈です。（もしルールの理解に自信がない場合は、「インフォームなら要許可」と印刷した用紙を使えばよいでしょう。）**ともあれ頭の中だけで処理しない、「必ず紙に書き記録に残す」ことを約束事にする**わけです。

ここで重要なのは「必ず」ということです。したがって**結局のところ、社内の管理制度を作ることになる**わけです。一般に社内管理体制というと「まずCP(コンプライアンスプログラム)を作って…と形から入る展開が一般的で、リアリティが感じにくいことが多いのですが、上記のように実務ベースから考えていけば現実感のある議論ができるのではないかと思います。

4. 不見識なマスコミ報道の例

4-1 『産経』2021.7.22

狙われる日本の技術 民生品が軍用ドローンへ

(<https://www.sankei.com/article/20210722-NNKCWEN5ZNK5TNJ4X5HYZPZMN4/?466573>)

ドローンなどの部品に転用できる電子部品を国の許可を得ず中国企業に輸出しようとしたとして、電子機器製造会社が外為法違反の疑いで警視庁に摘発された。輸出されたモーターは民生品として幅広く製造・使用されてきたものだが、実際に中東で軍事転用されていた形跡も確認されている。中国が軍民融合戦略を提唱するなど、民生技術の軍事利用は各国で進んでおり、民生品の輸出管理の難しさが浮き彫りとなった形だ。

(中略)

外為法では、輸出の際に、安全保障に関連した2つの規制がある。核兵器などの大量破壊兵器に転用が可能な材の輸出の際に、経済産業省の許可が必要になる物や技術をリスト化した「リスト規制」。リスト規制に該当しなくても用途や需要者によって許可が必要となることを定めたものが「キャッチオール規制」だ。

中東で軍事転用

サーボモーターはどちらの規制の対象にもなっていなかったが、経産省は昨年4月、キャッチオール規制の対象に追加。特定の国や企業に対して輸出する際に経産省の許可が必要となった。

産経新聞の取材に応じた社長は、中国への輸出にあたり経産省に連絡したが、「1カ月半たっても返事がなく中国企業から代金が送られ、中国の軍隊は輸入したものは使わないとメールで言われたため、法律に触れないのではと考えた」とした。

なぜ、幅広く使用されている民生品が規制対象となったのか。そのカギは昨年1月に国連が公表した報告書にあった。

報告書には「TONEGAWA SEIKO」と書かれたサーボモーターの写真が掲載されている。

利根川精工は平成30年11月にイエメンの企業にモーター60個を輸出しようとしたが、経由地のアラブ首長国連邦(UAE)で差し押さえられた。

報告書には、アフガニスタンで墜落したイラン製の偵察用ドローンの残骸からも見つかったと指摘。さらにイエメンの親イラン武装勢力「フーシ派」にわたり、軍用ドローンなどに使われる可能性があったと報告していた。内戦が続くイエメンの「紛争を助長している」とも非難していた。同社の社長は中東でドローン兵器として使われていたことに対し、仕組みが違うため、「ありえない」と反論。その上で、「経産省の指導を受けて40年やってきた。大量破壊兵器に属するといわれたが、私どもはラジコンの部品としか考えていなかったから軽く考えていた」とも明かした。

この記事を見ると、「なんていい加減な会社だろう」「中東でもやらかしていたのだから常習犯じゃないか」「アレコレ並べているがただの言い逃れ」という印象を持つのが自然でしょう。

しかし前節で述べた「直前の案件では輸出OKの政府回答得ていた」ことを知ると、事件の構図は変わってきます。本件が「法遵守意識の薄い、いい加減な会社の暴挙」というより、「遵守の意識はあったが要領がわかっていない、ヘマな会社の不始末」であったことがわかります。肝心のこの情報を記者が書き落としたことは十分責められるに値します。

不見識の第2は、『産経』がキャッチオール規制を全く理解していないということです。「サーボモーターが2020年4月、キャッチオール規制の対象に追加」（下線部）なんて言っているようでは、CISTECの初級試験にも落第必至です。

本稿読者のみなさんには先刻御承知のことでしょうが念のため解説すると

- ① キャッチオール規制は（木材・食料・衣類などの逆立ちしても兵器転用ができそうにないものを除く）全ての品目を対象にする制度です。当然、サーボモーターも規制対象に含まれます。そもそも「(ほとんど) どんな品目であっても規制対象に含める」からキャッチオールというのです。
- ② 当然「昨年4月に規制対象に追加」されるわけがない。（最初から対象に含まれている）『毎日』の記事からすると、4月の経産省措置はインフォームを指す可能性が高いと思います。『産経』はインフォームという制度をわかっていないんでしょうね。
- ③ 規制は「対象品目だと、特定の国・企業向けで自動的に発動」（つまりカギは対象品目か否か）ではなく
「対象品目で特定の国向け」で「客観要件 or インフォーム要件該当なら発動」（カギはこの2つの要件に該当するか否か）です。

規制発動の仕組みもわかっていないということです。

そういう人に記事を書かせたのはまずかったのではないかと私などは思っています。

実はこの『産経』記事、3-2で紹介する『読売』記事をベースに書かれたものではないかと私は推測しています。下線部の誤りがあまりにも似ているので。

不勉強な記者が「天下の読売の記事だから」ということで安心してコピーしたら、原作の内容が間違っていた、ということではないでしょうか？（試験のカンニングでたまにこういうことがあるらしいですね）

4-2 『読売』2021.7.6

【独自】軍用ドローンに転用可能「高性能モーター」を輸出…都内業者が中国・イエメンに
(<https://www.yomiuri.co.jp/national/20210706-OYT1T50160/>)

軍用ドローンなどに転用可能な高性能モーターを中国企業に無許可で輸出しようとしたとして、警視庁公安部は、東京都大田区の精密機械メーカー「利根川精工」と男性社長（90）を外為法違反（無許可輸出未遂）容疑で近く書類送検する方針を固めた。モーターは実際に中国や内戦が続く中東イエメンに輸出されており、公安部が実態を調べる。

外為法違反容疑で書類送検へ

捜査関係者によると、利根川精工は昨年6月、経済産業省の許可を得ず、軍事転用可能なモーター150個（計約500万円相当）を中国の企業に輸出しようとした疑いがある。東京税関の検査で発覚した。

高性能モーターを巡る経緯		
2016年 10月	アフガニスタンで墜落したイランの無人機の残骸から発見される	<p>モーターは電子信号を受信してドローンなどの動きを制御する仕組みで、優れた防水・防じん性能も備える。中国では農薬散布用の無人ヘリコプターに搭載される予定だったという。一方、国連の専門家パネルが昨年1月に公表した報告書によると、利根川精工は2018年11月、イエメンの企業にモーター60個を輸出したが、経由地のアラブ首長国連邦(UAE)で押収された。</p> <p>同じモーターは16年にアフガニスタンで墜落したイランの無人機の残骸からも見つかっていた。専門家パネルは、モーターがイランと関係の深いイエメンの反政府武装勢力「フーシ」の支配地域に出荷され、爆発物を積む軍用ドローンや、軍用ボートに使われる予定だったと分析した。</p> <p>外為法は、大量破壊兵器などに転用される恐れが強い物資を列記して輸出規制する「リスト規制」を行っているが、同社のモーター</p>
18年 11月	イエメン向けに輸出されたモーターがUAEで押収される	
20年 1月	国連の専門家パネルが押収を公表し、「紛争を助長」と非難	
4月	経済産業省がモーターを外為法の規制対象に追加	
6月	中国企業に無許可で輸出を図ったことが東京税関の検査で発覚	
12月	警視庁公安部が利根川精工を捜索	

は対象外だった。そこで、経産省は昨年4月、リストに記載されていなくても幅広い規制が可能となる「キャッチオール規制」の対象にモーターを追加し、特定の国や企業などに輸出する場合に同省の許可を得ることを義務づけた。

利根川精工が輸出を図った中国企業は取引先が中国軍と関係が深いとされ、規制対象に含まれていた。このため警視庁公安部が昨年12月に同法違反容疑で同社を捜索し、捜査を進めていた。

イエメンでは15年以降、サウジアラビアが支援する暫定政権軍とフーシによる内戦が泥沼化。死者が20万人を超えるなど人道被害が深刻化しており、専門家パネルはモーターの輸出について、「紛争を助長している」と非難している。

利根川精工は1962年創業で、従業員数人の有限会社。男性社長は取材に「イエメンに何度か輸出したが、農業用と聞いていた。経産省の規制は把握していたが、中国のどの企業がダメなのか、よく確認していなかった」と話した。

笑止なのは見出しにおどる「独自」の2文字。取材先から「君にだけ教えてあげる」と言われて舞い上がり、ロクにウラも取らずに垂れ流した可能性を疑ってしまいます。

5. 「こんな危険な部品が」式報道のミスディレクション

『読売』『産経』いずれも「XXにも転用可能な危険な部品が…」という論調で書かれています。パンチの利いた紙面を作るためのことでしょうか、本件のようなキャッチオール規制関連の事案には不適切と思います。

御存知の通りキャッチオール規制の趣旨は「アブナイ物だから規制する」ではありません。平凡なスペックの物であっても「持つ人が持てばアブナイ」から、用途・需要者に焦点を当てて規制するのです。そこで(ほぼ)すべての物が規制品目ということで「Catch All」と呼ぶわけです。

言い換えれば世の中の殆どの貨物は(持つ人が持てば)XXやYYに「転用可能」なのです。北朝鮮「飛翔体」の残骸から日本製部品が見つかったりするとマスコミは大騒ぎしますが、調べたら汎用のローテク品が殆どだったという話もあります。

(https://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu22/1-1_furukawa.pdf)

それなのに物が特殊であったかのような報道をするとどうなるでしょうか？

「うちのは、ドローン兵器には使えない(筈だ)から大丈夫と思った」という思い込みを助長することになることを私は憂慮します。普通のユーザーならそんな使い方はしないでしょうがアブナイ人だと知恵を絞って普通でない使い方をするから取り締まるというのがキャッチオール規制ではありませんか。

どんなに平凡な汎用品であっても用途・需要者に気を付けようという、キャッチオール規制の眼目から、企業の注意を逸らす弊害が大きいと私は思います。